

【改正の趣旨】

感染防止策としてのマスク着用の考え方について、国の基本的対処方針が一部変更され、イベントにおける基本的な感染対策の見直しが行われたことを受け、本県のイベント等の開催に係る留意事項を改正するもの

【主な変更点】

令和5年3月13日(月)以降の取扱い

○ 別添8「イベント等の開催に係る留意事項」に、次の文言を追加

- ・ 3月13日以降に開催するイベントに関し、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」等を働きかける必要はありません。なお、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由などにより、出演者又は参加者等に対して、マスクの着用を求めることは差し支えありません。

○ 別紙1「チェックリスト」、別紙2「感染防止安全計画」、別紙4「イベント開催等における必要な感染防止策」における「マスクの着用」等の記載を削除

令和5年5月8日(月)以降の取扱い

○ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事業が生じない限り、5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更されて以降は、本取扱いは終了